

岐阜県消防団加入促進事業費交付金交付要綱

(総則)

第1条 県は、消防団への新たな団員の加入を促進し、地域防災力の向上を図るため、一般財団法人岐阜県消防協会（以下「県協会」という。）が実施する消防団への加入促進を目的とする事業（以下「交付対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、県協会に岐阜県消防団加入促進事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、県協会が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 基準日 4月1日をいう。
- 二 充足率 各市町村の消防団の消防団員の定員を定める条例に規定する定員に対する当該消防団に所属する消防団員数の割合をいう。
- 三 対象期間 交付金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の基準日（以下「前年度基準日」という。）の翌日から申請年度の基準日（以下「申請年度基準日」という。）までの期間をいう。
- 四 新入団した団員 対象期間内に消防団に入団し、申請年度基準日において当該消防団に在籍する者（過去に当該消防団を退団した者にあつては、直近の退団日から入団日までに1年を超えた日が経過している者に限る。）をいう。

（交付対象事業）

第4条 交付対象事業は、次のとおりとする。

- 一 新入団した団員の活動の支援又は消防団員数の維持を目的として県内の消防団が行う事業に対する支援事業
- 二 消防団員の加入促進及び新規の消防団員の確保を目的として県内の消防団が行う事業に対する支援事業

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、別表のとおりとする。

（交付金の交付の申請）

第6条 交付金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 交付金交付申請書には、必要に応じ、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 交付金交付申請書の提出期限は、毎年度6月10日とする。
- 4 知事は、交付金交付申請書の提出があつたときは、当該交付申請書の内容の適否を審査し、適当と認めるときは、県協会に対し別記第2号様式により交付金の交付の決定を通知する。

（交付金の交付の条件）

第7条 この交付金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 県協会は、交付対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 県協会は、交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 県協会は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が

困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 県協会は、一般財団法人岐阜県消防協会定款の別表に定める地方協会（以下「地方協会」という。）に対して交付金を間接交付金として交付する場合は、当該地方協会に対し、次に掲げる条件を付すること。

イ 地方協会が間接交付金を他の用途に使用したとき、又はその他間接事業に関して間接交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

ロ 地方協会は、間接事業に係る経費の収支を明らかにした書類、諸帳簿等を整備し、間接事業の完了した日の属する年度の翌年度以後5年間保存すること。

2 県協会が、前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第1号の知事の承認を受けようとする場合 別記第3号様式

二 前項第2号の知事の承認を受けようとする場合 別記第4号様式

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付金の交付決定の日から10日以内とする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、交付対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

（完了確認）

第10条 知事は、実績報告書に基づき、3月末日までに交付対象事業の完了確認を行う。

（交付金の交付時期）

第11条 交付金は、概算払により交付するものとする。

2 県協会は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による交付金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、交付金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた

者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、交付金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、規則第18条の規定により交付金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、交付対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (平成27年5月28日消第96号)

この要綱は、平成27年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (平成29年3月24日消第1356号)

この要綱は、平成29年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (平成30年3月14日消第1332号)

この要綱は、平成30年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (平成31年3月22日消第1219号)

この要綱は、平成31年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (令和3年3月30日消第1547号)

この要綱は、令和3年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (令和5年4月1日消第140号)

この要綱は、令和5年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則 (令和8年3月25日消第1280号)

この要綱は、令和8年度分の予算に係る交付金から適用する。

別表（第5条関係）

区分 ^{※1}	充足率	交付金の額
5	—	新入団した団員の数に30,000円を乗じて得た額
4	100%以上	新入団した団員の数に20,000円を乗じて得た額
3	95%以上100%未満	新入団した団員の数に17,000円を乗じて得た額
2	90%以上95%未満	新入団した団員の数に14,000円を乗じて得た額
1	90%未満	新入団した団員の数に11,000円を乗じて得た額

※1 女性消防団員の比率^{※2}が5%以上の消防団にあっては、一つ数字の大きい区分とする。

※2 申請年度基準日において消防団に所属する消防団員に占める女性の割合

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

一般財団法人岐阜県消防協会
会長

年度消防団加入促進事業費交付金交付申請書

年度消防団加入促進事業費交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 円

2 交付金申請額の内訳

区分	交付単価（円）	消防団の数	新入団した団員の数（人）	申請額（円）
5	30,000			
4	20,000			
3	17,000			
2	14,000			
1	11,000			
合計	—			

※添付書類

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 消防団員数等状況調及び交付金内訳表（ 年度申請）
- (4) 新入団員が確認できる書類

一般財団法人岐阜県消防協会
会長 様

岐阜県知事

年度消防団加入促進事業費交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により申請のあった 年度消防団加入促進事業費交付金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、規則第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 交 付 金 の 額 円
 - (2) 交付金の支払方法 概算払とする。

- 2 規則及び岐阜県消防団加入促進事業費交付金交付要綱に従わなければならない。

岐阜県知事 様

一般財団法人岐阜県消防協会
会長

年度消防団加入促進事業費交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された 年度消防団加入促進事業費交付金に係る事業の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付事業の内容を変更する理由

- 2 変更しようとする交付事業の内容、総事業費及び交付金額
 - (1) 変更しようとする交付事業の内容
変更前
変更後
 - (2) 総事業費
変更前 円
変更後 円
 - (3) 交付金額
変更前 円
変更後 円

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

一般財団法人岐阜県消防協会
会長

年度消防団加入促進事業費交付金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定された 年度消防団加入促進事業費交付金に係る事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付事業を中止（廃止）しようとする理由

- 2 中止（廃止）しようとする交付事業の内容、総事業費及び交付金額
 - (1) 交付事業の内容

 - (2) 総事業費 円

 - (3) 交付金額 円

岐阜県知事 様

一般財団法人岐阜県消防協会
会長

年度消防団加入促進事業費実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定された 年度消防団加入促進事業費交付金に係る事業を下記のとおり完了したので、次のとおり報告します。

記

1 事業の内容

2 総事業費及び確定を受けようとする交付金額

(1) 総事業費

円

(2) 確定を受けようとする交付金の額

円

(3) 概算払を受けたものについてはその概算払額

円

※添付書類

(1) 事業報告書

(2) 消防団員数等状況調及び交付金内訳表（ 年度実績）

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

一般財団法人岐阜県消防協会
会長

年度消防団加入促進事業交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定された 年度消防団加入
促進事業費交付金について、岐阜県消防団加入促進事業費交付金交付要綱第11条の規定に基
づき、下記のとおり交付を請求します。

記

金

円

※押印を省略する場合は記載が必要

発行責任者：

（連絡先： ）

担当者：

（連絡先： ）